

テレビ番組における取材対象者の権利について ～「NHK裁判」最高裁判決を批判する～

戸 崎 賢 二

目 次

はじめに・日経「あほか」メール

1. 「ETV2001事件」と裁判経過

- 1) 政治家からの圧力の疑惑
 - 2) 東京高裁判決「期待と信頼」の法的保護
 - 3) 原告逆転敗訴の最高裁判決
- ### 2. 最高裁判決批判・いくつかの論点
- 1) 政治家の圧力による改変を自律的編集と表現
 - 2) 取材対象者の市民的権利の軽視
 - 3) 現実を反映しない「格段の負担」論
 - 4) 「一定の内容・方法の説明」についての誤認
- ### 3. 企画意図の変更と「合意違反」が事件の核心
- 1) 新聞メディアの反応の問題点
 - 2) 企画意図の変更と「合意違反」
 - 3) 取材対象者の権利に配慮を
- ### 4. 残された問題
- 1) 真相の究明はされていない
 - 2) 残る「慰安婦」というタブー
 - 3) 現場を抑圧する「編集権」概念は不要

はじめに・日経「あほか」メール

2008年6月12日、最高裁は、NHK教育テレビの番組をめぐって争われていた裁判で、東京高裁の判断をくつがえし、NHK勝訴の判決を言い渡した。

この裁判は、2001年1月30日に放送されたNHKの番組、「ETV2001・シリーズ戦争をどう裁くか 第2回、問われる戦時性暴力」をめ

ぐって、取材に全面的に協力した団体、「戦争と女性への暴力日本ネットワーク」(VAWW-NETジャパン、以下バウネットと略記する)が、番組への期待と信頼を裏切られたとして、01年7月にNHKほか関連会社を訴えて開始されたものである。(本稿ではこの裁判を「ETV2001裁判」と略称する)

バウネットは、NHKが取材した民衆法廷「女性国際戦犯法廷」(以下「女性法廷」という)の主催団体の構成メンバーであり、この女性法廷を取材して放送された番組が、当初の説明と大きく異なり、法廷のすがたも歪められたとして、NHKの不法行為による権利侵害を主張していた。

04年3月の東京地裁の判決では、番組の委託を受けた制作会社のみに責任を認め、NHKの不法行為を認定しなかったため、原告と責任を問われた制作会社が控訴し、裁判は東京高裁で争われることになった。

05年初め、裁判はこれまでになかった新しい局面を迎えた。1月12日、朝日新聞は、放送前に自民党の安倍晋三、中川昭一の二人の政治家がNHKの幹部を呼び、問題の番組が偏っていると圧力をかけたと報じた。翌13日には、当時の番組のデスクであった長井暁(さとる)氏が記者会見で内部告発し、政治家の圧力が現場

に及んでいたと証言、一気にこの事件が世の中に知られるに至った。

結審を控えていた控訴審は、スケジュールを変更し新たにNHKの関係者の証人調べを行った。07年1月29日、東京高裁は原告の訴えを認め、NHKと関連会社、制作会社に損害賠償を命じた。

この判決に対し、NHKは直ちに上告、事件は最高裁で争われたが、前述のように原告側の逆転敗訴で、七年にわたった裁判は終結した。

最高裁判決の翌日、新聞各社は朝刊一面トップでこの判決を伝えたが、おおむね最高裁判決を歓迎し、評価する論調が支配的であった。

判決のあった日の午後4時頃、一通のメールが原告であるパウネットに届いた。

メールは、日本経済新聞社のドメインがついており、内容からみて、編集部の記者が、職場から氏名を明らかにしないで送信したものと見られる。この裁判に対するメディアの反応を考える上で、これ以上ない見事な例だと思うので、明らかにされたその全文を紹介したい。

「取材先の「期待」に報道が従うわけないだろ。常識を持て。ばか者。

報道ってのは取材先の嫌なことちゃんと中立的に伝えるのが役目なんだよ。なんであなたがたの偏向したイデオロギーを公共の電波が垂れ流さなきゃいけないんだよ。あほか。あんたがたの常識のなさにはあきれはてる。」

文章の口汚さと品性の無さにまず目が行くが、ではこのメールのような反応が極めて例外的で特殊なものかというと、そうでもない。むしろメディア、とくに新聞各社の反応の多くと共通点があるように思われる。

この「あほか」というメールには、裁判で争われていた事案の本質について無知がある。

これは、日本軍「慰安婦」制度について、民衆法廷という場を設定して訴えることを、「偏向したイデオロギー」と書いていることからもわかる。書き手が記者であるならば、過去の戦争で日本がアジアの民衆に対して行なった加害行為の歴史について、ジャーナリストとしての教養を大きく欠くものだ。

もうひとつは、テレビの番組制作に関して、基本的な無理解があることだ。テレビの制作過程は、多種多様な番組のタイプによって異なり、一律ではない。新聞記事を書くのと比べてはるかに多くの作業を必要とする。「相手の嫌なことも伝える」仕事は、もちろんテレビ局にもある。しかしそれ以外にも非常に多くの番組制作のジャンルがある、ということが全くわかつっていない。伝える内容の価値とは関係なく、そもそもメディアが違い、伝達手段が違うのである。多くの新聞論調は、この無理解という点で日経「あほか」メールとよく似ている。この点は後で触れたい。

最高裁判決に至る一連の裁判では、テレビの取材者と取材対象者（被取材者）との関係が、損害賠償請求の法廷というシビアな舞台で論じられた。こうした取材者と被取材者の関係については、名誉毀損や誤報による人権侵害といった報道被害の側面から問題にされることはあっても、今回のケースのように、両者の密接な関係の中で制作されたテレビ番組において、取材対象者が抱く期待や信頼がいかなる地位を占めるか、といった側面から考察されることはほとんどなかった。

放送メディア研究で、放送の送り手と受け手という二極の関係が考察される場合、そこに、取材対象者というもう一つの極が設定されることは稀であり、この存在は、放送の送り手の中に包含されてとらえられてきた。

画面に登場するのはおおむね取材対象者であ

るが、放送の主体はあくまで放送事業者に所属する取材者であると考えられ、番組に協力した市民、民衆の地位には、充分な考慮が払われてきたとは言いがたいのである。

こうした状況の中で、「ETV2001裁判」では、取材対象者の権利が、特定の番組の具体的な制作過程の検討を通じて問題にされた。このことの意義は極めて大きい。

しかし、この論点について、最高裁判決は勿論、先にあげた日経「あほか」メールに象徴されるように、メディア、特に新聞各紙が判決を報じた内容は、テレビ番組の制作の実態についての基本的理解を欠き、承服しがたい主張が含まれている。取材対象者の権利を認めた画期的な東京高裁の判決でさえ、その一部に違和感が拭えないところがある。

筆者は、定年までNHKの現場のディレクターとして仕事をしてきた。その体験にもとづき、上記の違和感の内容を述べてみたい。

この一連の裁判で争われた論点は、整理すると、大きく言って二つある。

第一は、この番組に対して政治家の圧力があったかどうか、その圧力によって番組が改変されたのかどうか、というNHKの存在の根幹にかかる論点である。

第二は、日経「あほか」メールが攻撃を加えた論点、つまり、番組の改変によって、取材対象者の権利が侵害されたかどうか、取材対象者が番組に対して抱いた期待や信頼は法的保護の対象になりえたのか、という問題である。本稿が主として対象とするのは、この論点である。

なお、この小論では「取材対象者」という語句を使用しているが、筆者としては、取材を受ける人びとを、単に取材の「対象」と表現することに抵抗がある。しかし、判決文も報道もこの語句を使用していて、意味する内容が広く共有されているので、やむなく使用せざるを得ない

かった。

本来は取材「協力者」あるいは制作「協同者」というのが適切な場合が少なくない。小論もその認識で書いているつもりである。

1. 「ETV2001事件」と裁判経過

1) 政治家からの圧力の疑惑

この事件について考察する場合、番組制作現場で何が起こったかを、事実の流れに即してたどることは欠かせない。筆者はすでにこの番組の制作過程について、当「東邦学誌」35巻第2号（2006年12月刊）で詳細に検討したので[1]、詳しくは立ち入らないが、やはり最小限触れないわけにはゆかない。

問題の番組、「問われる戦時性暴力」は、2000年8月、NHKの関連会社、NHKエンタープライズ21（以下NEPという）のプロデューサーが、同年12月に東京で民衆法廷「女性国際戦犯法廷」（以下「女性法廷」という）が開催されることを知り、番組で取り上げることを企図したところから始まる。

企画は、NHK教養番組部「ETV2001」担当班に持ち込まれ、同年11月21日、NHKの番組制作局の提案部長会で正式に採択された。このとき教養番組部は、女性法廷の企画と並行して進んでいた「人道に対する罪」を問う番組企画を合体させ、「ETV2001・戦争をどう裁くか」と題した4夜連続の番組として企画を提出している。この企画の中で、女性法廷を扱うのは第2夜に位置づけられた。

直接制作を担当したのはNEPから再委託を受けた制作プロダクション、ドキュメンタリージャパン（以下DJという）である。DJの担当者は、女性法廷を主催した国際組織の構成団体であり、東京での開催を中心となって担ったバウネットに番組の企画を示して、女性法廷の取材

の許可と番組への協力を求めた。

バウネットは、これを認め、DJは同年12月8日～10日、東京で開催された女性法廷を撮影、記録した。

番組の編集が進行していた翌2001年1月ころから、右翼のNHKに対する抗議行動が激しさを増し、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（以下「若手議員の会」という）に属する右派政治家のNHKに対する働きかけも噂されるようになる。放送の一週間前の1月24日には、DJが番組の編集方針が当初と大きく変化したので、これ以上番組を担当できないとして、編集から離脱した。（経緯の詳細については〔1〕参照）

放送の5日前の1月26日、NHK幹部による異例の事前試写が行われた。通常の「ETV2001」の番組ではありえないメンバーでの試写で、放送部門のトップである松尾武放送総局長　伊東律子番組制作局長　それになぜか国会担当の総合企画室野島直樹担当局長が番組の内容をチェックした。

編集したビデオを幹部に見せ、説明を行なった現場担当者は、吉岡民夫教養番組部長、「ETV2001」担当の永田浩三プロデューサー、長井暁デスク（いずれも肩書きは当時）であった。

このとき、伊東局長から女性法廷に批判的な人物を入れるよう指示があり、現場は日大の秦郁彦教授に交渉して、氏のインタビューを追加収録することになった。

その後、1月28日深夜、幹部の意見を取り入れて修正した番組の編集が44分の通常の長さで完成了。

放送前日の1月29日、松尾総局長と野島国会担当局長が、安倍晋三官房副長官を訪ねて番組について説明したあと、帰局した二人と、伊東番組制作局長、吉岡部長、永田プロデューサー、

長井デスクで編集済みの番組試写が行なわれた。

野島担当局長は試写後「これではぜんぜんダメだ」と発言。幹部による検討のあと、野島担当局長が永田プロデューサーに大幅な改変、削除等を直接指示した。その結果番組は43分と通常より1分短くなった。

改変の指示の内容は、①女性法廷が従軍慰安婦制度に日本国と天皇に責任があると認定した部分の削除　②出演者が法廷を積極的に評価している部分の削除　③海外メディアが日本政府の責任に言及した部分の削除　など細部にわたった。

削除の結果、番組が短くなることに対しては、野島担当局長は秦教授のインタビューを増やすよう指示した。

ここでは、政治家に対応してきた国会担当の幹部が、現場のプロデューサーに直接番組内容の改変を指示するという異様なことが起こっている。それも、現場への修正提案ではなく、問答無用の削除命令というべきものだったと、指示を聞いた永田浩三プロデューサーは証言している。このとき、野島国会担当局長は、ナレーションの改変も指示したが、その内容が例の「若手議員の会」の政治家の主張と重なるものであるとの有力な証言もある。

放送当日の1月30日、修正された43分版の完成のためのスタジオ作業が夕方まで行なわれた。

一方、同日午後、伊東番組制作局長が会長室から呼ばれ、海老沢勝二会長と話し合った。その後、伊東番組制作局長は放送総局長と台本を検討、スタジオにいた吉岡部長を呼んで、作業をほぼ終了し、後は放送するばかりとなった番組にたいし、さらに3分間の削除を命じた。このとき伊東局長は「自民党は甘くなかったわよ」と発言した。

永田プロデューサーは、急きよスタジオから放送総局長室を訪れ、「やっていいこと悪いことがある、これではNHKが深手を負う」など激しく抗議したが容れられなかった。

22時、通常より4分短い40分という異例の内容時間でこの番組が放送された。

放送数時間前に削除された3分間の内容は、①中国の元従軍「慰安婦」の証言 ②東チモールの元「慰安婦」の証言 ③日本軍加害兵士の証言、という番組の核心となる部分であった。

2) 東京高裁判決「期待と信頼」の法的保護

以上の事実の流れは、07年1月29日に言いわたされた東京高裁の判決の事実認定と、高裁の法廷での永田浩三、長井暁両氏の証言によっている。東京高裁は、放送直前まで執拗に繰り返された改変の性格を次のように概括した。(高裁は「改編」と表現している)

「・・・松尾と野島が相手方（国會議員等）の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を忖度してできるだけ当たり障りのないような番組にすることを考えて試写に臨み、その結果、そのような形にすべく本件番組について直接指示、修正を繰り返して改編が行なわれたものと認められる」

さらに、この経過について、NHKを次のように厳しく批判する。

「・・・前記のとおり憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱したものと言わざるを得ず、取材対象者である一審原告らに対する関係においては、放送事業者に保障された放送番組編集の自由の範囲のものであると主張することは到底できないというべきものである」

また、判決では、改編について原告への説明義務があったとし、被告三者が改編について説明を怠ったことを不法行為だと認定した。

NHKはそのような義務を認めると報道に自由を維持できないと主張したが、判決はそれに對し次のように言う。

「・・・番組改編の経緯からすれば、一審被告NHKは、憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、または逸脱して変更を行なったものであって、自主性、独立性を内容とする編集権を自ら放棄したものに等しく、一審原告らに対する説明義務を認めても、一審被告らの報道の自由を侵害したことにはならない」

以上のように、NHK幹部が政治家の意図を「忖度」した、という指摘は、NHKの根幹にかかわるものであるが、判決の中心は、その行為によって原告の権利を侵害した、というところにある。

何次にもわたる改編によって、放送された番組は、女性戦犯法廷の実施を担い、NHKの取材に全面的に協力したバウネットが抱いた期待と信頼に大きく背くものとなったと判決はいう。

「・・・起訴事実、加害兵士の証言、判決の説明等が削除されたため、女性法廷の主催者、趣旨、審理対象、審理経過を認識できず、むしろ、女性法廷自体の様々な争点や問題点を抱えているなどのコメント部分が付加されるなどの改編がされ、上記主題のもとで（当初の番組企画にあるような主題・・・筆者）その位置づけや意義を考察するという観点から、素材として扱われているにすぎないと認められる。」

こうして、判決は、1月26日の幹部の試写以降になされた編集は、当初の番組趣旨とはそぐわない意図からなされた編集行為であり、原告らが取材の過程で抱いた期待と信頼に対する侵害行為である、とした。

高裁判決が画期的だと思うのは、「ETV2001」のこの番組について、取材対象者が抱いた期待や信頼を法的保護の対象にするとした点にある。

多くの報道はこれを「期待権」と表現し、この権利を認めることへの懸念が表明されていた。しかし、判決をよく読むと、そもそも「期待権」という語句は使われていない。また、判決は、取材によって得た素材を自由に編集する編集の自由は、憲法上の自由の帰結であり、保障されなければならないとして、取材対象者がなんらかの期待を抱いたとしても、それによって、番組の編集、制作が不当に制限されなければならない、と原則的に述べている。

しかし同時に、本件のようなドキュメンタリーパン組又は教養番組では、取材対象者の意見や活動、取材された事実がどのように取り上げられるかが、取材対象者にとっては重大関心事であるとして次のように指摘した。

「取材者の言動等により取材対象者がそのような期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、番組制作者の編集の自由もそれに応じて一定の制約を受け、取材対象者の番組内容に対する期待と信頼は法的に保護されるべきものと評価すべきである。」

ここでいう「特段の事情」について、判決は一般的に定義しているわけではない。問題の「ETV2001」の取材者側とバウネットの関係の中で生じた事情を説示するに留めている。

その「特段の事情」とは何か。DJは取材の申

し込み時に、番組の提案票を示して企画意図を説明した。この時、バウネット側は、この番組が女性法廷を中心に被害者の証言等を客観的に概観するドキュメンタリーパン組、ないしはそれに準ずるような番組になるとの当然の認識に達した。さらにその後取材クルーが実際に法廷の準備から開催、終了までを網羅的に撮影したことによりバウネットは協力し、この過程で前記の認識と期待は明確になり高められていった、と高裁判決は認定している。これらが、本件の「特段の事情」であり、この過程でバウネットが抱いた期待と信頼は法的利益であるとしたのである。この判断にもとづき、高裁はNHK及び関連会社に対し、計200万円の損害賠償を命じた。

3) 原告逆転敗訴の最高裁判決

それから1年半後、最高裁は、東京高裁が、原告の抱いた信頼や期待を法的に保護すべきと認定した部分を、「この判断は是認できない」として破棄した。

その理由について、最高裁は、まず、放送事業者がどのような内容の放送をするか、すなわちどのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられている、と述べたうえで次のように言う。

「・・・放送事業者の制作した番組として放送されるものである以上、番組の編集に当たっては、放送事業者の内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が編集の段階で当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組自体が放送に至らない可能性があることも当然のことと国民一般に認識されているものと考えられる。」

この判決文は、東京高裁が、当該番組で繰り返し執拗な改編が行なわれた、と認定し、それが「政治家の意図を忖度した」行為だと断じたことを十分に意識して、「ETV2001」ではそうではなかった、と間接的に主張したものと受け取れる。

判決は、以上のような主張にもとづき、取材対象者の期待や信頼の法的保護について次のように判断した。

「・・取材を受けた取材対象者が、取材担当者の言動等によって、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである」

すなわち、放送とは、放送事業者によって自律的に行なわれるものであり、編集過程で当初の企画とは異なる内容になることがあるのは当然と受け取られているから、取材対象者が番組に抱く期待や信頼は原則として法的保護の対象にはならない、というのである。

番組が当初の説明から大きく逸れていった今回のケースについて、原告バウネットは、NHKが放送前に説明しなかったことを「自己決定権」の侵害として抗議し、この点でも不法行為があったと主張していた。

東京高裁判決は、この点をとらえ、もし説明があれば、番組から離脱したり、他の報道機関に説明して対抗的な措置をとることができたはずであったのに、説明責任が果たされなかつたため、取材対象者である原告の法的利益を侵害したと述べている。

しかし、この点でも最高裁判決はまったく逆の判断を示した。最高裁は、この番組について取材対象者の期待や信頼は法的保護の対象にな

らないから、取材者が番組内容について説明するという合意があるとか、説明を約束したというような特段の事情がない限り、番組の内容変更について取材者の法的な説明義務を認める余地はない、としたのである。

要するに、番組が当初説明した内容と変わって、取材対象者が抱いた期待や信頼に反したとしても、それは法的保護の対象にはならないし、番組が変化したことに対しても、前記の特段の事情がない限り説明する義務も負わない、というわけである。

以上が最高裁判決の主要な内容であるが、この判決には、文面上少なくとも四つの批判すべきポイントがある。

2. 最高裁判決批判・いくつかの論点

1) 政治家の圧力による改変を自律的編集と表現

第一は、この事件の背景にあるNHKへの政治家の圧力を事実上不問に付したことである。それだけでなく、この番組の編集過程を、あたかも放送事業者の自律的な行為であるかのように表現した。

筆者は判決当日、ある全国紙から談話を求められ、判決全文を検討した上で次のように述べた。

「NHK幹部が政治家の圧力を受け、その意図を推し量って番組を改変した結果、取材対象者の期待と信頼を裏切った、というのが事件の本質だ。しかし、判決は、政治家の圧力を不問に付し、放送の自律という一般論で判断した。すでにNHKの自律的判断が侵害されてしまった番組を、表現の自由を論拠に擁護する形式的な判決だと思う。(以下略)」[2]

判決から半年が過ぎた今でも、このとっさの印象は修正の必要がないと考えている。

番組の制作経過は、通常の番組制作とは大きくかけ離れたものだった。前述のように、放送の前日、放送総局長と国会担当局長が、慰安婦問題に特定の考え方を持つ政治家 安倍晋三議員と面談したあと、現場のプロデューサーに直接削除や改変を命じるという異様な事態が起こったのである。

さらに、放送のわずか数時間前には、放送総局長らが、現場の激しい抵抗を押し切って、番組の根幹となる日本軍「慰安婦」や兵士の証言を削除した。こうして、番組は、普段は制作にかかわらない幹部や、政治家の意向を直接受ける立場の幹部が、都合三回にわたって大幅な削除や改変を命じるという前代未聞の経過をたどった。

担当プロデューサーの東京高裁での証言では、番組制作局長が「若手議員の会」が編さんした「歴史教科書への疑問」という書籍の巻末にある国會議員のリストを示し、「言ってきているのはこの人たち」と言ったとされている。
(詳細は〔1〕参照)

しかし最高裁判決は、こうしたなまなましい政治の圧力には立ち入らず、取材対象者の期待と信頼を法的保護の対象とした東京高裁の判決部分の是非に限定しての判断を示した。

判決は、事実経過については肯定も否定もせず、表現の自由が保障された放送事業者の番組である以上、編集に際して、放送局内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が当初企画されたものとは異なるものになるのも当然である、と主張したのである。

しかしこれは一般論のようでいて、この事件を検討する文脈で言われるとき、「ETV2001」

編集におけるNHKの行為が、このような自律的なものであった、と主張し、擁護するに等しい。これは不当なものと映る。

判決を報道した多くのメディアは、最高裁が「期待権」を認めなかったことを歓迎したが、本来は、NHKへの政治権力の介入疑惑を全メディアの問題としてとらえ、政治家とNHK幹部の行為を断罪しなかった最高裁を批判すべきだった。しかし、判決の報道でそのような論調はほとんど見当たらなかった。

2) 取材対象者の市民的権利の軽視

第二の問題は、判決が、「放送事業者に自律的な編集の自由がある」という主張から、ほとんど直接的に「原則として取材対象者の期待や信頼は法的保護の対象にはできない」という結論を導き出している点である。ここには見過ごすことのできない飛躍がある。

この判決では、番組が取材対象者の期待や信頼に反することによって、取材対象者の名誉や信条を傷つけたり、対象が団体等であればその活動にダメージを与える可能性はまったく顧慮されていない。いわゆる「報道被害」の多くが、メディアの「表現の自由」に基づく「自律的編集」によって引き起こされていることを考えるべきで、過去の経験からも、放送局の自律的編集が常に善であり、正しいという前提には立てないことは明らかである。

現代の市民社会においては、取材者だけではなく、取材を受ける側も、実はメディアを通じて自らの言論、表現の自由を実現しようとしている。同時に、放送事業者に保障される表現の自由は、国民の知る権利に奉仕することはじめて意味を持つことを忘れてはならない。

判決は、取材者と取材対象者を画然と分離し、取材側のみに表現の自由を認めた。これでは万一被害を受けた取材協力者の権利は救済の余地

がない。また、「ETV2001」のように、歴史の重要な事実を削除し、視聴者市民の知る権利を侵害するような「自律的編集」を批判することも難しいであろう。

さきに見たように、取材対象者の期待、信頼の法的保護は原則として認められないし、番組内容が変化しても、特別の事情がないかぎり説明責任もない、という判決の主張は、放送事業者にとって、取材者にとって、実に都合のよい論理である。

しかしながら、現代のテレビを含むメディアが、巨大な権力的な存在となってしまったという批判は次第に強まっている。メディアが市民の側に立って権力を監視する機能は衰弱し、ときに権力の広報機関のような役割を演ずることもある。

このような時代に、取材を受けテレビメディアで発言する市民との関係で、あるいは視聴者市民との関係で、これほど手放して取材者の権利だけを一方的に認めることは妥当であろうか。テレビの現場を体験した立場で考えても、違和感が拭えない。

多くの生活者、市民の協力のもとで、社会的に有用な番組を作り出して行こうとする場合、取材者が最高裁の主張のような態度で番組制作をすることはまずないであろう。このような傲慢な態度では到底市民には受け入れられないことを、テレビの現場はよく知っているはずである。

3) 現実を反映しない「格段の負担」論

ただ、最高裁は、どのような場合にも取材対象者の期待や信頼が法的保護の対象にならない、と言っているわけではない。次のような限定的な例外を設けている。

①取材対象者が取材に応ずることにより格段の負担が生ずる場合で、

②取材者がそのことを認識した上で、取材内容を必ず一定の内容、方法で取り上げると説明し、

③その説明が取材対象者が取材に応ずる意思決定の原因になっているときは、諸般の事情でやむをえない場合は別として、番組が取材者の説明と異なった場合には、放送事業者に不法行為責任があるとする余地がある、というものである。

問題の「ETV2001」のケースが上記の例外に該当するかどうかが判決の核心部分になるが、判決はこのケースは上記の原則にはあてはまらず、原告の主張は破棄を免れないと判断した。

その理由として、そもそも女性法廷は取材とは無関係に当初から予定されていたものであり、原告バウネットに格段の負担が生ずるものとはいえない、また、取材側が必ず一定の内容、方法で女性法廷を取り上げると説明したともうかがわれない、と判決は主張する。以下、この最高裁判決内容を批判的に検討してみる。この点は判決の第三の問題点である。

判決は、女性法廷は、取材があろうとなからうと開催されたはずだから、取材があっても主催者のバウネットに格段の負担は生じない、として、原告の訴えを退けた。

放送局とは関係なく企画され、予定されたイベントや市民の活動を取材することは日常的に数多く行なわれている。そのようなケースでは、たしかに判決が言うように、「格段の負担」は生じないかもしれない。しかし、全てそうであるとは必ずしも言えない。

市民の活動に、NHKのような大きな放送局が取材に入ることは、受け入れる側にとっては大事件である。たとえすでに予定されているイベント、もしくは活動であっても、その具体的な内容によっては、取材クルーを受け入れるこ

とに、大きな負担を伴うことは充分ありうるものである。

イベントの規模が大きければ、スタッフの待機場所、機材を置くスペース、駐車場所などの提供のほかに、取材に伴う各種の打ち合わせ、撮影場所の調整などが必要になり、取材に対応する担当者を配置する必要も生じる。

こうした物理的負担だけでなく、各種のストレスや緊張、取材が入ることによって起こる人間関係の変化や、時には亀裂も含めて、有形、無形の影響は避けられない。

問題の女性法廷の取材でも、同様のことが起こっていたはずである。すでに予定されていた行事だから負担がないはずだ、という最高裁判決の主張は、テレビ番組取材の実態を見ないものといわなければならない。

4) 「一定の内容・方法の説明」についての誤認

取材対象者の法的保護を認めるもう一つの要件として、判決は、取材者が、取材内容を必ず一定の内容、方法で取り上げる、と説明したかどうかをあげている。

その上で「ETV2001」のケースでは、そのような説明があったとはうかがわれないとして、原告の訴えを退けた。この点が第四の問題である。

2000年10月、NHKからの番組委託を前提に、制作会社のDJの担当者は、バウネットに番組の企画書を示して趣旨を説明し、取材交渉を行なった。バウネットは検討した結果、番組の意義を認めて取材を許可した。この行為を判決は「番組の趣旨内容及び取材内容に関するもの、あるいは取材担当者の個人的意見を述べたにとどまるものであることは明らか」だとして、この説明が「取材者が取材内容を必ず一定の内容、方法で取り上げるとの説明」には当たらないと判断している。

現場感覚から言って奇妙な見解である。最高裁は、どうやら「一定の内容、方法で取り上げる」ということの内容に、番組の企画内容 자체を含めていないようである。しかしこれはおかしい。

番組の企画書（局内では提案という）は、通常二つの部分から成っている。ひとつは番組の企画意図、ねらい、であり、もう一つはそのねらいを実現するための方法、手段、番組に盛り込むことが予想される取材可能な素材などが、かなり具体的に書かれる。

二つの部分にはっきり分けて書かかれなくても、企画書にはこの二つの要素が含まれるのが普通である。

ひるがえってDJが説明した企画書の内容を見てみると、「企画のねらい」には次のような表現がある。

「・・・番組では、町永俊雄アナウンサーを司会に、高橋哲哉氏と内海愛子氏の対談を行い、二夜に渡って、戦時性暴力を裁くためのしくみを明らかにし、問われた罪とどのように向き合っていけばいいのかを、徹底考察する。」

一夜目は、「女性国際戦犯法廷」の過程をつぶさに追い、半世紀前の戦時性暴力が世界の専門家によってどのように裁かれたを見届ける」

企画書はこのくだりに続いて、第一夜の具体的な内容として、次のように言う。

「・・・一夜目は12／8～12まで東京で開かれる「女性国際戦犯法廷」をつぶさに追い、スタジオでの対談をはさみながら、半世紀後に戦時性暴力を問うことの意味を考える」

2000年10月の時点では、番組の企画は女性

法廷を中心とした二夜連続で考えられていた。その後、シリーズ「戦争をどう裁くか」として計4回の企画となったことはすでに紹介した。(こうした事件関係の資料は、メディアの危機を訴える市民ネットワーク編「番組はなぜ改ざんされたか」一葉社、に詳しい[3])

この企画書によるDJの説明では、女性法廷の過程をつぶさに追い、スタジオの出演者によって戦時性暴力を裁くことの意味を考える、ということが明らかにされている。

最高裁判決は、この説明を「必ず一定の内容、方法で取り上げる」という説明ではない、としているが、はたしてそう言いきれるであろうか。

もしこのような番組の内容、演出形式の説明を「必ず・・取り上げる」という行為から除外するならば、最高裁のいう「説明」とは、誰それのインタビューを何分以上で放送するとか、撮影したイベントのこの部分を放送するとかいう、きわめて部分的な「約束」に限定されることになる。

もちろんそのような「約束」もまったくないとは言えない。しかし、取材対象者の期待や取材者にたいする信頼は、こうした個別的な「約束」に対してよりは、番組の基本的な意図や、なにを中心的に取材するかに向けられるのが普通である。したがって、最初のDJの説明が、最高裁判決のいう「一定の内容、方法で取り上げる」という説明ではない、と断定するのは、現場が取材対象者に「約束」する場合の実態を踏まえているとは思えない判断である。

筆者は、このDJの説明は、「かならず一定の内容、方法で伝える」という行為に近いものだと考えている。

このようにみてくると、期待や信頼の保護の要件である、「特段の負担」や、「必ず取り上げる」いう約束について、「ETV2001」の経過がその要件を満たしていない、という最高裁判決

には大きな疑問が残る。

3. 企画意図の変更と「合意違反」が事件の核心

1) 新聞メディアの反応の問題点

以上、最高裁判決の文面に即して現場の体験から疑問を述べてきた。

しかし、原則として取材対象者の期待や信頼を法的保護の対象としない、という最高裁判決は、判決の翌日6月13日の新聞各社の論評ではおおむね歓迎され、評価されたようである。この点に少し触れておく。

これらの反応は、書き手の品性に懸隔はあると思うが、冒頭にあげた日経「あほか」メールと主張としては同質と考えられる。

いくつかの社説の例をあげてみたい。これ以外の各紙もほぼ似たような主張である。

「・・・番組編集の自律性と表現の自由を尊重した妥当な判断である。もし、2審判決のように、期待権が広範囲に認められれば、報道機関が取材対象者のいいなりになり、編集、表現の自由が大幅に制限されかねないからだ」(産経新聞)

「・・・民間団体がNHKに賠償を求めた訴訟で、請求を退けた最高裁判決は、常識にかなった判断といえよう。担当者の初期の狙いと番組や報道の内容が異なることは、新聞を含め、たびたびある。上司や編集幹部が、現場とは別の判断をすることも日常的だ。」(読売新聞)

「民主主義社会の根幹をなす表現の自由を重視した極めて常識的な判断だと評価したい。・・取材される側の期待権が重視されれば、取材する側はその意向に縛られ、自由な報道や番組編集に支障が出かねない。私たち

は高裁判決について、取材・報道の自由を制約し、報道を萎縮させかねないと疑問を呈してきた。」（毎日新聞）

事件の詳細を知らない人が読めば、NHK 裁判とはこういうものであったのか、と納得する主張かもしれない。しかし、筆者はこれらの反応に強い違和感を覚えた。

第一に、裁判の内容についての不勉強が目立つ。非難の対象になっている東京高裁の判決では、報道における「期待権」を一般的に認めてなどいないのである。ましてや「広範囲に」などあり得ない。判決を丁寧に読めばわかることがある。

東京高裁判決は、「ETV2001」の「問われる戦時性暴力」という個別の番組で、バウネットという団体が抱いた期待と信頼を、番組過程の詳細で具体的な検討を通じ、特段の事情があつたと認定して、このケースでは法的に保護すべきものだと、対象を限定して判断したのである。

各紙論調は、この具体的な過程について理解を欠き、高裁判決は一般的に取材対象者の意向に従わなければならぬと主張するものだと受け取っている。これは重大な誤認である。

第二に、新聞論調は、テレビ番組の特殊性に顧慮せず、新聞記者の取材のスタイルからの発想で最高裁判決を評価している。

テレビには、取材対象者と企画意図を共有し、合意のもとで長期にわたって協力しながら番組を作っていくジャンルがある。こういう番組類型では、企画意図そのものの変更は簡単なことではない。下手をすれば企画に同意して協力してきた取材対象者を傷つけたり、権利を侵害する可能性がある。「ETV2001事件」はまさにこのような事例であった。

読売の社説がいうように、担当者の初期の狙いと番組や報道の内容が違うことはしばしばあ

る、などということはないのである。

とくにテレビドキュメンタリーには、上記のように取材対象者との合意によって制作されるものがよくある。通常、企画意図を明確にし、局内の各層の提案会議でオーソライズされ、そのうえで取材にとりかかるが、企画意図を変更し、取材対象者が了解した内容とは違う番組になるのであれば、それは局内で承認され、予算がついた番組とは違う番組になりかねない。

そういうときは、企画自体を検討しなおし、取材対象者と改めて協議したり、時には初めから出直さなければならないことがある。記者が一定の狙いをもって記事を書いたが、デスクの考えが違って直された、というような簡単な話ではないのである。

各紙社説は、このように取材対象者との合意に基づいて進行するテレビ特有の番組づくりについて理解を欠くものだ。取材対象者と企画意図について合意すれば、当然取材対象者は番組の内容に期待を抱くのは当然であるが、社説は、このような合意や期待が編集の自由を束縛すると主張するに等しい。

現実はそうではない。こうした合意や期待に基づいて番組制作を進めることができ、番組の意図を効果的に現実化し、取材者と取材対象者双方の表現の自由を十全に実現させる上で大きな力となる、というのが、テレビの現場での実態である。各紙社説は、新聞記者の体験から書かれているためであろう、このような番組類型で起こった事案と一般的な取材とを区別できず、混同してしまっている。

2) 企画意図の変更と「合意違反」

ところで、今回の「ETV2001」の改変というとき、その改変の本質は何であろうか。

この事件の真のストーリーは、NHKの予算の国会審議を控えた時期、という舞台で、政治

家の干渉と圧力によって、NHK幹部が自主規制し、圧力をかけた政治家の意向を忖度した改変を行なった、というものであることはほぼ間違いないであろう。

これを番組制作サイドからとらえると、その改変の本質は、個々の削除や修正のみで語られるだけでは不充分である。根本的には、番組の企画意図そのものの変更、修正であったことが強調されなければならない。

これは改変経過を仔細に見ていくれば、現場経験者ならだれでも気づくことだ。つまり、番組のコンセプトが、企画段階と放送直前の段階では明らかに変わったのである。当然、当初取材対象者に説明し、合意していた番組の基本的なコンセプトを変えたわけだから、取材対象者との関係では「合意違反」となる。

以下その事実をみていくこととしたい。

まず、NHK番組制作局で2000年11月に正式に採択された番組の提案票を引用する。「シリーズ戦争をどう裁くか」全体の企画意図と、問題の第二夜「問われる戦時性暴力」の企画内容である。

引用が長くなるが、その後の改変と照らし合せる上で欠かせない文書である。(これらの資料は〔3〕に掲載されている。また「1」でも紹介した)

「シリーズ 戦争をどう裁くか」

「20世紀に起きた戦争や民族紛争の中で行われたさまざまな犯罪を検証し、和解を目指す取り組みが世界的な規模で進められている。それは、ナチスドイツによるホロコースト、南アフリカのアパルトヘイト、ユーゴスラビアによる民族浄化などの過程で起きた悲劇を、「人道に対する罪」という国際法の枠組みの中で検証し、真相の解明、公的な謝罪と補償を促すことで、和解を実現しようとす

るものである。

こうした流れは、第二次世界大戦における自国の戦争犯罪の真相の解明、謝罪、補償などを十分に行ってこなかった日本にも波及しようとしている。今年の12月には従軍慰安婦問題を中心に、日本軍による戦時性暴力に検証する「女性国際戦犯法廷」が東京で開かれる。シリーズでは、世界的な規模で進められている和解への取り組みの実情と、東京で行われている国際法廷の模様を軸に、21世紀に同じ過ちを繰り返さないために、20世紀をどのように清算すればよいのかを探っていく。

第1回（1／29）「問われる戦争犯罪」（略）

第2回（1／30）「問われる戦時性暴力」

今年12月、日本では、第二次大戦中の日本軍による性暴力の実情を明らかにし、その責任を問う国際法廷が、日本とアジア諸国のNGOと、国際諮問委員会によって開かれる。法廷は各国の法律家によって作成された「法廷憲章」に基づいて、被害にあった各国の法律家10名からなる検事団が起訴状を書き、南北アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカを代表する5名の裁判官によって、日本政府や軍の高官に対し審判を下す。

法廷ではアジア各国の元従軍慰安婦など50名の被害者が証言することになっている。この法廷はあくまでも民間法廷であり法的拘束力は持たないが、そのことがかえって思想的な意味での正当性と普遍性をもたらし、かつてベトナムにおけるアメリカ軍の犯罪を裁いたラッセル法廷のように、国際世論に大きな影響を与えるものになると考えられている。この国際法廷を東京裁判以来の歴史の中に位置付け、戦時性暴力を裁くことの難しさを明らかにするとともに、日本とアジア諸国の被害者が、どのようなプロセスで和解を目指す

べきなのかを考える。

第3回（2／1）「いまも続く戦時性暴力」（略）

第4回（2／2）「人類の和解のために」（略）

この提案票が原告バウネットに示されて、この内容で合意、という手続きがとられたというわけではないかもしれないが、ほとんど同様趣旨のDJ作成の企画書が、バウネット側にすでに手交されていた。番組が、この提案票にあるコンセプトで進められ、バウネットもその企画意図を承知の上で、取材に協力したことは事態の推移からみて明らかである。

この提案票で、女性法廷がどのように位置付けられているかが重要である。ここでは女性法廷を民衆法廷として評価したうえで、その内容を軸に、「過ちを繰り返さないために20世紀をどのように清算するかを探る」という意図が明記されていた。

すなわち、ここでは女性法廷の是非などは問題になっておらず、女性法廷から教訓を引き出す、というのが基本コンセプトであった。

ところが改変の過程で、この基本の意図の中に、女性法廷じたいの是非を問題にする、というコンセプトが大きく侵入してくるのである。これは番組の企画意図の根本的な変更であり、こんなことを制作の最終段階でやれば番組が壊れるのは目に見えていた。

端的な例が、放送の2日前に急きょ追加された日大の秦郁彦教授のインタビューである。

秦氏のインタビューは、放送で2回にわたって相当な時間量で使われた。当初は1回だけだったが、放送の前日、野島国会担当局長の指示で2回に増やされた。その内容は、①問題はBC級裁判ですでに裁かれている ②(慰安婦)本人だけの証言で、裏付ける証人がいない ③弁護人がいない ④慰安婦については、当時売春は合法的だった ⑤自分が調べた例でいえばこれ

は商行為である。などというもので、女性法廷から教訓を引き出そうとする企画からは、考えられないインタビューの採用といわねばならない。

女性法廷の名誉にかかるこれらの攻撃にたいし、バウネットは反論すべき主張をもっていたが、番組がこのように変質することは予想できず、反論の機会がなかった。またスタジオ出演の高橋、米山両氏も、スタジオの収録が済んだあとに挿入されたトークであるために、この秦氏の主張に反論もコメントもできないまま番組は放送されることになった。このNHKの行為は、取材対象者に対して、また、出演者に対して、放送倫理に反するものといわなければならない。

女性法廷の是非を問う、という新たなコンセプトの混入は、アナウンス内容の改変でもみられた。

放送二日前に、スタジオ部分の録りなおしが行なわれたが、司会の町永アナウンサーの新たなコメントの中に、「被告人が一切出席していないこと、裁けないはずの死者を裁こうとしていること、さらに被害者の証言についてはそのすべてを必ずしも確認できないことなど、さまざまな争点・問題点があることは事実といえます」といった、女性法廷の批判とも言える要素が追加された。

また、VTR部分のナレーションでも、証言に立った元「慰安婦」の人びとを紹介するのに、「戦争中、女性たちが慰安婦にされた経緯は様々だったと言われています。（中略）しかし、証言台にたった女性たちは、自らの意志に反して性的被害を受けたと主張する人たばかりです」という内容に最終段階で変更された。これは女性法廷に登場する元「慰安婦」の人びとの人選に偏りがある、という印象を与える改変だったといえる。

このように、コンセプトそのものの重大な修正によって、番組はバウネットの期待に反したものとなつた。

原告バウネットは、2001年7月、東京地裁へ提出した訴状で、番組内容について、①女性法廷が誰を被告として責任を問うのかが不明②天皇有罪と日本国家に責任があるとした法廷の結論が紹介されなかつた③主催団体であるバウネットの紹介がない④加害兵士の証言がない⑤女性法廷内の具体的な状況についても放送されない⑥バウネットの代表に1時間半ものインタビューをしながらカットした⑦主催者も明らかにせず、その上で女性法廷に反対する者の批判的意見だけを一方的に取り上げた。などの諸点をあげ、番組は当初の趣旨、目的とは完全に異なるものとなつた、と主張した。

この訴えをみても、正式の提案のコンセプトが番組制作の最終段階で大きく修正されたことは明らかである。

訴状は、別の場所で、この番組の長期にわたる取材過程では「取材側と被取材側の間に契約関係類似の信頼関係」が成立していたと主張している。これは検討に値する重要な提起であると思う。その「契約に似た関係」の根幹にあるのは、番組の企画意図、番組のコンセプトについての合意であり、企画意図を双方で共有することであったと考えられる。

このコンセプトの一方的な変更は、場合によつては取材対象者の期待と信頼を裏切り、その権利を侵害する可能性をもつ。取材対象者の期待や信頼が法的に保護されるかどうかを考える上で、こうした番組のコンセプトの突然の変更が与える被害を、重要な要素として考えなければならない。しかも「ETV2001」では、このコンセプトの変更じたいがバウネットに説明されていなかつた。

最高裁判決は、法的保護の条件として、取材

対象者に格段の負担がかかるかどうか、あるいは「必ず一定の内容・方法で取り上げると説明」したかどうか、などをあげているが、むしろ取材者と取材対象者が合意していた企画意図の変更が、どのような損害を取材対象者に与えたかで、判断すべきであった。

しかし最高裁判決は、こうした重大な変更も「番組の編集に当たつては、放送事業者の内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が編集の段階で当初企画されたものとは異なるものになる」のは当然、だとしたのである。

番組制作の日常では、企画意図は変わらないが、番組を構成する内容が当初予定したものとはならず、違う素材に変更された、ということはありうる。しかし、この判決文がいうように、テレビ番組で「企画」と「最終的に内容が異なる」ものになっては大変である。それでは局内の「権威ある」提案会議の意味はないであろう。もちろん当初の企画意図が、取材を進めるうちに誤認であった、ということは皆無とはいえない。そういう時は、先に述べたように、局内の然るべき議論を経て、出直しが必要になるべきものである。

最高裁判決のこの部分が、こうした重大な変更が日常的にあると主張するものなら、番組制作の実態を反映せず、誤りといわねばならない。

この判決は、おそらくそうした根本の変更ではなく、放送局内であれこれ議論して、番組が変わっていくこともあるだろう、という程度の認識であると思われる。そうであるなら、今度は「ETV2001」の異様な改変経過を、ごく日常的な編集過程であるかのように描くことになる。これは不当な判断である。

どちらにせよ、最高裁判決は、個々の素材の選択や変更とは質の違う、番組のコンセプトじ

たいの変更が、取材対象者へ与える重大な影響を軽視するものである。さきにみた新聞各社の社説も、この点の理解を欠くということでは同様である。

3) 取材対象者の権利に配慮を

以上のように最高裁判決についての疑問を述べてきたが、取材対象者の期待・信頼の法的保護を原則認めないという判決は、判例として影響力をもつだろうから、ここで新たに取材対象者の法的な権利を考えても意味がないかもしれない。

ただ、法的な決着とは別に、この「ETV2001裁判」を通じて、取材対象者の権利について配慮すべきいくつかのポイントが示されたことは事実であり、放送事業者はそれを教訓として受け取らなければならない。

第一に、取材者は、取材対象者を自由に扱える「素材」にすぎない存在としてはいけないのであって、取材対象者も、テレビを通じて表現する存在であることを認めなければならない。したがって取材に応じた取材対象者の活動、発言を最大限尊重しなければならない。

第二に、番組の企画意図について、説明を求め、企画意図に合意した上は、取材対象者は、それに反する取材を拒否できるし、番組が企画意図に反する内容にならないよう要求する権利がある。

第三に、重大な企画意図の変更があり、内容も当初の説明と異なることが予想される場合には、取材者は取材対象者に対する説明責任を果たすべきである。このような変更を知ったうえは、取材対象者は番組から離脱することができる。これは取材対象者の自己決定権の行使として尊重されなければならない。

このような、配慮すべき取材対象者の権利について、双方でこれを確認して取材に入るなど

というケースは現実には少ないとと思われるが、取材者側の倫理的な態度としては持っておくべきである。NHK執行部と現場が、最高裁判決で放送事業者の自由と自律が認められた、と歓迎しているだけでは、「ETV2001裁判」の教訓を生かせないことになる。

4. 残された問題

1) 真相の究明はされていない

最後に、取材対象者の権利の問題から離れて、この裁判の後に残されている問題をいくつか指摘しておきたい。

この裁判で、たしかに原告バウネットは敗訴したが、7年間の裁判で、政治に弱いNHKの姿を白日のもとに曝したことの意義は大きい。その結果、各地にNHKの改革を求める市民運動が生まれたことも特筆すべきであろう。

東京高裁判決では、先に紹介したように、NHK幹部が政治家の意図を必要以上に重く受けとめ、その意図を忖度して当たり障りのないように番組を改編した、と述べ、これは憲法で保障された編集の自由を自ら放棄したに等しい、と断定した。このことは、今回の最高裁判決では否定も肯定もされていない。これに対し、NHKは公式にはあくまで自主的な編集であって、政治家の圧力はなかった、と主張している。この対立した主張は、我々の前に大きな裂け目を見せて未解決のまま残されている。NHKの根幹にかかわるこの認識の違いは、このまま放置されではならない。

これまで明らかにされてきたさまざまな事実は、東京高裁の判断が妥当だということを指示している。現場で良心的に仕事をしている制作者たちにとっては、我慢のできない宙吊りのような状態であろう。

NHKが公共放送を標榜するならば、勇気を

持つて再調査し、真実を発掘、検証すべきである。その作業がNHKの道義的行為として受け取られれば、信頼回復に大きく貢献するにちがいない。

2) 残る「慰安婦」というタブー

振り返ってみると、いまでもなく今回の事件の最大の被害者は、原告バウネットであり、耐え難い痛苦を克服して女性法廷で証言した多くの日本軍「慰安婦」の人たちと、法廷を準備した国際的な団体の関係者であるはずだ。女性法廷について不適切な放送をされた被害は取り返しがつかない。

この裁判を全体状況の中でみると、重大なことは、NHKが、この番組以降、7年間にわたって、日本軍「慰安婦」を取り上げた番組を放送していない、という事実である。

この状況は、「ETV2001」に政治家の圧力がかかっていたことを、強く示唆している。

日本軍の加害責任についての番組はないわけではない。しかし、「慰安婦」についてはなお強固なタブーの中にある。その意味では、安倍晋三、中川昭一ら「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の主要メンバーのこの番組への圧力は功を奏したままだ。

「ETV2001事件」は、決してNHK対バウネットの問題にとどまらない。この事件で明らかになった「慰安婦」の歴史的事実の封殺の動きと、それに従ったNHKのありようは、現代に生きる我々自身の問題である。なぜなら、日本がかつてアジアの人びとにもたらした被害について知り、そのことを繰り返さない、という意識で生きるのでなければ、道義的な国民とはいえないからだ。

私たちは、「ETV2001裁判」を教訓に、「公共放送」を標榜するNHKにたいして、「慰安婦」制度を含む戦争責任についての多様な情報を提

供するよう要求する権利と義務がある。

3) 現場を抑圧する「編集権」概念は不要

最高裁判決の後、NHK経営委員会で、この判決について執行部から報告があった。その席上、小林英明という委員が、判決は、「(放送内容は) 法人としてのNHKに編集権、自主的判断権があり、放送現場個々にあるものではない」ということだと述べ、「放送現場が独走して、法律や倫理に違反して番組を作らないように、」というのが趣旨の判決だ、と発言している。これにたいして福地会長は「おっしゃるとおりです」と同調した。[4]

この議論は寒気がするほど高圧的で、危険なものだ。なにより、「ETV2001事件」において、幹部の問答無用の業務命令で現場を激しく抑圧した経過を合理化するもので、到底容認できない。

同時に、放送局内で現場が展開している多様で豊かな番組制作の努力を評価せず、実態を無視した議論でもある。このような考え方が経営委員会で幅を利かせ、会長が同調するようでは、豊かな放送は実現できないであろう。

「ETV2001事件」では、勇気ある内部告発をした長井暁氏と、東京高裁でNHKの公式見解に反する証言をした永田浩三氏が、報復人事で現場から外されている。この状態も回復されていない。([1] 参照)

こうした現場抑圧の武器として使われてきたのが「編集権」概念である。小林英明経営委員は、編集権は法人としてのNHKにある、と強調した。NHKの正式見解では、編集権は会長にある、とされている。従業員は就業規則にしたがって働くだけの存在であるとの解釈である。このような「編集権」概念は、戦後、新聞社の経営者によって、従業員の新聞の内容にたいする要求を排除するために考え出された概念

であって、「編集権」は経営者にある、と主張するものであった。

したがって、もともと労働者には不要な概念である。経営者はこれを外部からの圧力に対抗するための権利だというかもしれないが、こうした圧力には、本来は放送法があれば足りるものである。

裁判は終わったが、いわゆる「編集権」と、現場のディレクター、プロデューサーの「内部的自由」の関係の問題も、この裁判は改めて提起したとみることができる。[1]

「ETV2001裁判」では、こうして、いくつか未解決の問題が残されたままである。在職したからいうわけではないが、NHKは、ETV2001事件が物語るような卑小な組織であってはならないし、もっと志の高い組織だと考えている。この意味でも、NHKには事件の真摯な解明と自浄能力の発揮を求めたい。

引用文献

- [1] 戸崎賢二『NHKへの政治介入疑惑とテレビ制作者の権利』東邦学誌第35巻第2号
2006年12月
- [2] 『朝日新聞』2008年6月13日
- [3] メディアの危機を訴える市民ネットワーク
編『番組はなぜ改ざんされたか』一葉社
2006年
- [4] NHK経営委員会議事録第1071回 2008年
6月24日